

キングサーモンプロジェクト
協働促進サポーター
公募要項

令和5年4月



目次

1. はじめに・本プロジェクトの目的.....	3
2. 事業概要.....	3
3. 協働促進サポーターの公募.....	5
4. 東京都と協働促進サポーターとの連携.....	9
5. 協働促進サポーターの応募方法.....	10
6. 審査の流れ.....	12
7. 留意事項.....	14
8. 申込・問い合わせ先.....	14
企画書に関する留意事項.....	16

1. はじめに・本プロジェクトの目的

東京都では、昨年11月に「Global Innovation with STARTUPS」を公表し、世界最高にスタートアップにフレンドリーな都市・東京を目指し、都庁内関係部署がワンチームで「異次元」の戦略を展開し、スタートアップとの協働を加速させています。本プロジェクトでは、スタートアップと協働した社会課題の解決のため、都政現場の提供に加え、東京都がアーリー・アダプターの役割を担うことで、スタートアップの製品やサービスの普及拡大を図ります。さらに、都との協働・導入をきっかけに、スタートアップがグローバルに活躍する企業へと大きく成長し、後続するスタートアップのロールモデルとなるような「キングサーモン企業」の輩出につなげることを目指します。

＜事業の流れ＞

本プロジェクトは、スタートアップと行政が、都内行政現場をフィールドに協働しながら都政課題の解決に取り組む協働プロジェクトの組成を行うところから始まります。

協働プロジェクトを実施し、成果検証を行った上で、都内行政現場における活用の有効性等が認められた場合、協働を行ったスタートアップを「キングサーモン企業」に認定し、その製品を政策目的随意契約と呼ばれる公契約の特例制度等を活用しながら、積極的に都内行政現場への導入（公共調達）を進めて参ります。



例えば、過去には福祉施設において、介護者の身体的負担を軽減しつつ福祉サービスの高度化を図るために、空気の力で稼働するマッスルスーツを開発・提供するスタートアップとの協働プロジェクトを実施しました。その後、そのスタートアップを「キングサーモン企業」に認定し、協働プロジェクトで活躍したマッスルスーツを様々な福祉施設や都立高校（介護福祉科）に導入しています。

※過去の採択企業は本プロジェクトホームページをご覧ください。

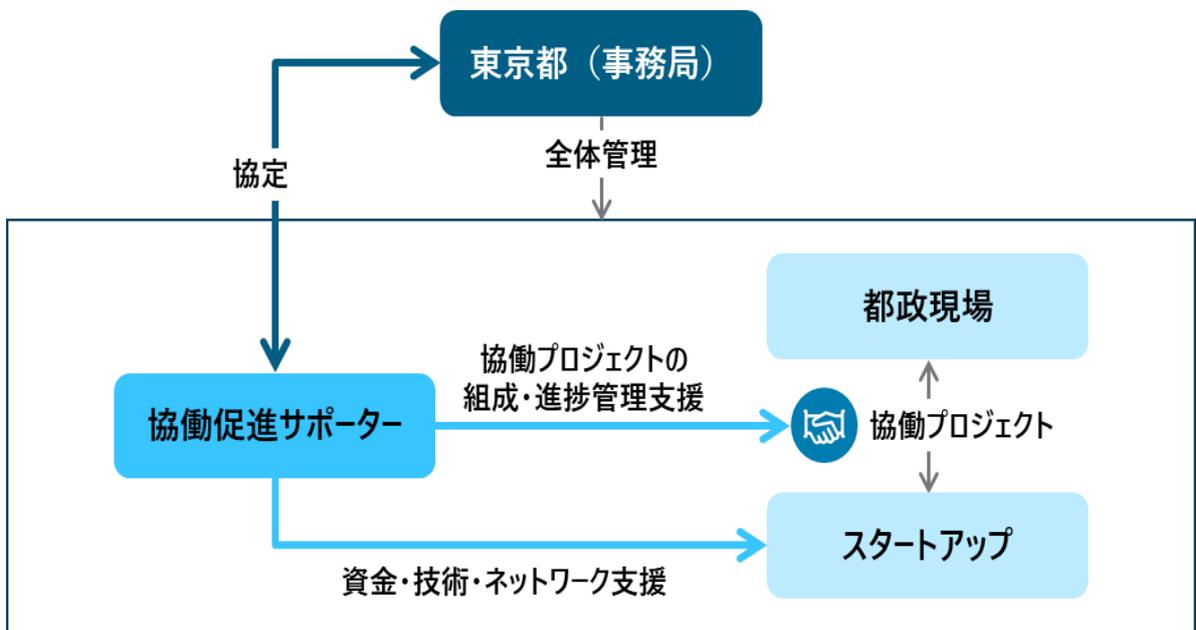
<https://kingsalmon.tokyo/company02/>

2. 事業概要

- (1) 都が協働促進サポーター1者を公募・採択し、各促進事業者と協定を締結します。
- (2) 採択にあたっては、本事業のインテグレート支援業務の受託者（以下「事務局」という。）が運営する選定委員会により審査を行います。
- (3) 協働促進サポーターは、都又は区市町村等の現場とスタートアップとの協働を通じた社会課題の解決に資するプロジェクトの組成・実施を支援し（各年度3件以上を標準とします。）、協働をきっかけとしたスタートアップの成長を促進させます。

- (4) 協働促進サポーターに応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及びKPIを設定し、そのKPIの達成度合いや協働プロジェクトの実施等の成果に応じて、都から協定金（各年度上限額 8,000 万円）の支払いを受けます（令和 6 年度については予定）。
- (5) 協定金の算定にあたっては、外部有識者を含むKPI評価委員会により達成状況等の評価を行います。

【事業スキーム図】



《本スキームを実施するにあたっての変更点》

① 事業サイクルの加速化

これまでキングサーモンプロジェクトは、複数年度にわたって事業を進めておりました。1年目にスタートアップとの協働を行いたい都内行政現場の探索、協働プロジェクトの目的となる都政課題・テーマの設定、課題解決に挑むスタートアップの公募・選定を実施し、2年目にスタートアップと都内行政現場の協働プロジェクトを行ってきました。その後、成果検証を行い、「キングサーモン企業」認定（有効期間3年）を行い、公共調達を進めています。

本スキームでは、協働促進サポーターと複数年にわたり協定を締結することを前提に、スタートアップに対してタイムリーなサポートを提供しつつ、事業サイクルを加速化させることを目指しています。

②プロジェクト実施現場の「区市町村等」への拡大

これまでキングサーモンプロジェクトは「都庁の現場」を対象としておりました。一方で、都政課題は必ずしも都庁の現場に限られるものではなく、区市町村等の現場にも数多く存在しています（むしろ小中学校での課題など区市町村の現場ならではの都政課題もあります。）。

そこで、本スキームにおいては都内区市町村等の現場（都内行政現場）も対象として拡大をいたします。

③協働プロジェクトの組成手法の多様化

協働プロジェクトの組成にあたっては、従来はスタートアップに対して課題・テーマを示して公募を行うという形式でした。

本スキームにおいては、従来のようなテーマ・課題提示形式のみならず、スタートアップのアイデア・技術力をさらに活かすため、スタートアップからの提案を募り、それと協働する都内行政現場をマッチングしていくというような形式の導入も期待されるところで、協働プロジェクトの組成に向けた効果的な手法をご提案ください。

※注 スタートアップの選定手法については、キングサーモンプロジェクトが公共事業であることに鑑み、公募を行うなど、公平性の確保に配慮したものになるようご留意ください。

3. 協働促進サポーターの公募

(1) 協働促進サポーター像

協働促進サポーターは、自身のリソースやノウハウ、ネットワークを活用しながら、都や事務局と連携して、スタートアップと都内行政現場との協働プロジェクトの組成・実施を支援するとともに、協働プロジェクトを実施したスタートアップがキングサーモン企業としての認定を受け、大きく成長を遂げられるようサポートを行なうことを担います。協働促進サポーターの主な要件は以下のとおりです。

(ア) 民間事業者自身の有するリソース、ノウハウ及びネットワークを生かし、スタートアップが都内行政現場と協働して課題解決に臨むプロジェクトを組成・実施することを支援するとともに、キングサーモン企業として認定を受け、大きく成長を遂げていくために必要な支援を行う事業推進力を有する。

(イ) スタートアップに対する効果的な支援を行うために必要な他主体とのネットワークを有する。

(ウ) スタートアップと行政との協働に関して知見と経験、理解力を有する。

(エ) スタートアップの志向・タイプに応じた支援を行うことができる。

(オ) 行政の業務進め方や意思決定のあり方等に理解を有し、スタートアップと行政との協働を円滑に進める調整力を有する。

- (カ) 本事業やスタートアップのプロジェクトの成果発信・認知度向上に資する発信力を有する。
- (キ) 複数のスタートアップをまとめ、事業計画策定や進捗管理を行うとともに、都や事務局との連絡調整を円滑に行うマネジメント力を有する。

(2) 協働促進サポーターの役割

- (ア) スタートアップの掘起し・都内行政現場との調整支援・協働プロジェクトの支援等

協働促進サポーターは、都内行政現場の課題・ニーズに則したスタートアップを掘起し、又は都内行政現場における協働プロジェクトの具体的提案を有するスタートアップのために都内行政現場との調整を行い、スタートアップと都内行政現場の協働プロジェクトの組成を支援するとともに、当該協働プロジェクトが円滑かつ遺漏なく実施されるように、適切かつ十分なサポート※を行っていただきます（各年度3件以上の協働プロジェクトを実施し、協定期間内において、6社以上がキングサーモン企業認定を受けられるようサポートを行なっていただきます。ただし、キングサーモン企業の認定にあたっては外部有識者等による審査があり、協働プロジェクトを行ったスタートアップが全てキングサーモン企業に認定されるわけではない点にご注意ください。）。

※以下①から③の支援に加え、スタートアップの財務状況を適宜確認する等、プロジェクト阻害要因の把握や解決に向けた支援を含みます。

協働促進サポーターは、スタートアップに対して、以下①から③の面から支援を行ってください。各面における具体的な支援内容をご提案によります。なお、①は必須事項となりますが、②又は③は、必要に応じて一部の支援でも構いません。ただし、①資金的サポートは全てのスタートアップに等しく行う必要はなく、協働プロジェクトの内容に応じて必要となる支援内容を定めてください。

① 資金面でのサポート

協働プロジェクトの実施に必要な経費を「協働プロジェクトサポート費用」として支援想定総額をご提案の中に盛り込んでください。

② 技術面でのサポート

協働プロジェクトの実施にあたっての助言等、技術的な知見・ノウハウでのサポート

③ ネットワーク面でのサポート

協働先となる都内行政現場の探索・調整等、ネットワーク構築をサポート

- (イ) スタートアップの成長促進

さらに、協働プロジェクトを実施したスタートアップがキングサーモン企業としての認定を受け、さらなる成長を遂げられるよう必要なサポートを行なっていただきます。

(ウ) 成果発信等

協働プロジェクトの成果やスタートアップの成長に資する内容等の発信を、都及び事務局と連携して行っていただきます。

(エ) 事業進捗及び KPI 達成状況の報告

協働促進サポーターは事業計画に基づき、少なくとも半期に1度（初年度は年度末のみ）、当該事業期間の事業の進捗及び KPI の達成状況について、都及び事務局に報告を行っていただきます。

(3) 協働促進サポーターとしてのプロジェクト期間

プロジェクト期間は協定締結の日から令和7年3月31日まで（※）

※ 令和6年度東京都歳入歳出予算に本事業に係る予算が計上されなかった場合においては、その時点でプロジェクトが終了となる場合があります。その場合、都からの補償等は致しかねますので、ご了解の上、ご応募ください。

(4) スタートアップの選定要件

協働促進サポーターが定めるスタートアップの選定方針について、少なくとも具備すべき要件を「適格要件」とし、提案内容の実現に資するその他要件から総合的にその妥当性を審査します。応募時には、以下に掲げる項目を参照の上、スタートアップの選定方針を提示してください。なお、応募時点でスタートアップが確定している必要はありません。

【適格要件】

- ① 東京都内において事業展開を行っていること、又は行おうとしていること。
- ② 概ね創業10年を超えないこと。
- ③ 応募時点で株式市場において未上場であること。
- ④ 既に売上計上しているプロダクト・サービスを有する事業者であること。
- ⑤ プロジェクトの実施能力を有しており、かつ、事業継続するにあたって財務基盤の安全性が確保されていること。
- ⑥ 本事業で実施するプロジェクトについては、国や他自治体からの委託や助成を受けておらず、令和6年3月31日までの間は受けない予定であること。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑩ 反社会的勢力またはそれに関わるものとの関与がないこと。

【その他要件】

- ① キングサーモンプロジェクトの趣旨に鑑み、「キングサーモン企業」としての適合性・親和性を有するスタートアップであること。
(視点)
 - 成長意欲・海外展開志向の高さ
 - キングサーモンプロジェクトをきっかけにした成長可能性の高さ 等
- ② 円滑かつ効果的な事業遂行のために、十分な推進体制が確保できていること。また、協働促進サポーター等関係者との密な連携体制を確保していること。
- ③ 本事業の趣旨を理解し、意欲的かつ継続的に事業遂行に取り組む姿勢を示していること。

【留意事項】

スタートアップと以下①から④に該当する関係にあり、事業遂行のためスタートアップと資本提携を締結する又は事業遂行の過程において資金提供を想定する場合には、上記「適格要件」④及び「その他要件」の説明を求める可能性があります。なお、「留意事項」の趣旨は、本事業の公平性の確保の観点からグループ企業等の特定の企業群の利益を専ら図ろうとすることの未然防止にあり、出資を妨げる又は禁止するものではありません。

- ① 選定するスタートアップが協働促進サポーターと次のいずれかに該当する資本関係にある。
 - ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する規定する子会社等）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等）の関係にある場合
 - イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② スタートアップと次のいずれかに該当する人的関係にある。
 - ア) 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社等が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人）を現に兼ねている場合
 - ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 特定のスタートアップへの出資比率が50%を超えている。
- ④ 協働促進サポーターと支配従属関係にある。

その他、スタートアップの選定方針に関するご不明点・ご相談等は「8. 申込・問い合わせ先」までお問合せください。

4. 東京都と協働促進サポーターとの連携

(1) 公募・審査

都は、「5. (1) 応募要件」を満たす協働促進サポーターの提案内容を選定委員会により審査し、採択を行います。

(2) 協定の締結

都は、採択した協働促進サポーターと採択期間中の連携内容等を規定する協定を締結します（協定書の案については、別添資料をご参照ください）。

(3) 都の協働促進サポーターに対する支援等の内容

(ア) 協定金の支払い

都は、KPI の達成状況及び事業全体の成果を評価し、協定金として協定金見積額（以下「基準額」という。）及び成果報酬額の支払いを行います。

① 基準額

応募時に協働促進サポーターが設定する KPI 項目（※）ごとの経費となります。この経費は、KPI 項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定してください。KPI 項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わります。

なお、基準額の上限は、1 事業者当たり各年度 6,500 万円となります。

※ KPI 項目設定方法及び評価方法について

設定にあたり、可能な限り定量的かつ検証可能な指標をご提案ください。

また、KPI の達成状況及び事業全体の成果の報告は年 2 回（初年度は年度末のみ）を予定し、年度末に評価を行います。協働促進サポーターは、上記の評価を受けるに際して、KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料（各種契約書、議事録等）を定期的に都及び事務局へ提出する義務があります。

② 成果報酬額

KPI 評価委員会による事業全体の評価に応じ、上記基準額に上乗せして支払われる金額となります。

基準額と成果報酬額を合わせて、各年度は最大 8,000 万円を支払います。

なお、令和 6 年度の協定金の上限金額は令和 6 年度東京都歳入歳出予算においてそれぞれ認められた金額により確定します。この時点での予定上限金額を下回る可能性があることをご了承いただき、ご応募ください。

③ 支払時期

各年度、KPI 評価委員会による評価を経て確定した協定金額（以下「確定協定金額」という。）を翌年度 5 月頃に支払います。

ただし、協働プロジェクトサポート費については、協働プロジェクトを行うス

スタートアップへの支援の事実が都において確認できる場合において、その範囲で、協定金の一部として都に対して請求することができるものとします（その請求に従って都から支払われた協働プロジェクトサポート費を「一部支出金」という。）

なお、一部支出金の支払を受けた場合は、協働促進サポーターが当該年度に請求できる協定金は確定協定金額から一部支出金の金額を控除した金額となります。

(イ) その他の支援

都及び事務局は、協働促進サポーターに対して、協定金による支援を行うほか、メンタリングの機会の提供等の支援を実施します。

5. 協働促進サポーターの応募方法

(1) 応募要件

以下の（ア）～（オ）の要件を満たす者を応募対象とします。なお、複数の事業者が提携し応募することも可能ですが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をしてください（採択後、連携した複数事業者と協定を締結しますが、協定金は代表事業者に支払います。）。

(ア) 日本国内で事業活動を行い、次のいずれかに該当すること。

- ① 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- ② 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- ③ その他東京都が認める者

(イ) 次のいずれにも該当していないこと。

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(ウ) スタートアップのサービス導入やその支援に関する豊富な実績を有していること。

(エ) スタートアップと行政との協働に必要な知見やリレーションを十分に有していること。

(オ) 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

(2) 公募スケジュール

(ア) 説明会開催

本事業の事業説明会については、募集開始後4月14日（金）（予定）から、動画サイト上で公開いたします。視聴を希望される方は、視聴希望の旨を4月13日（木）までに、下記「8. 申込・問い合わせ先」記載の電子メールにご連絡ください。

公開後、事務局より視聴用 URL とともにご連絡させていただきます。なお、説明会動画は 2 週間程度の公開を想定しております。

① 対象者

協働促進サポーター申請希望者及び関連する企業・団体

② 主な内容

事業概要、応募要件、KPI 指標及び評価方法、協定金のお支払い、応募方法、全体スケジュール等

(イ) 募集受付期間

本年 5 月 10 日 (水) 17 時まで (必着)

(3) 質問の受付

本事業に関する質問については、令和 5 年 4 月 7 日から同月 21 日までの間にて、原則として電子メールで受け付けます。ご質問のある方は「8. 申込・問い合わせ先」に記載の電子メールに質問事項をお送りください。

なお、応募状況や審査内容に関する質問については、お答えいたしかねます。

(4) 応募様式提出前のプレエントリー

応募する意向がある事業者は、その旨を 4 月 21 日までに「8. 申込・問い合わせ先」に記載の電子メールにご連絡ください。

なお、プレエントリーは事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、プレエントリー後の応募辞退や、プレエントリー無しでの応募を妨げるものではありません。

(5) 応募様式の提出

以下の応募様式(※)に必要事項を記入し、「8. 申込・問い合わせ先」担当宛に下表で指定する応募書類の電子データをメールでご送付ください(合計データ容量が 10MB を超える場合はデータを分けて送付いただくようお願いいたします)。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDF ファイルにてお送りください(紙の提出は不要です)。なお、応募書類の提出後、2 日(土日祝日除く)経過しても、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「8. 申込・問い合わせ先」まで電話にてご連絡ください(応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となりませんのでご注意ください)。

※応募様式は、本事業ホームページ (<https://kingsalmon.tokyo/>) からダウンロードできます。

No	書類	分類	提出形式
----	----	----	------

1	企画書（注1）	必須	PDF
2	応募フォーム	必須	Excel
3	様式1 KPI設定説明書	必須	Excel
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	必須	PDF
5	直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF計算書） ※税務署に提出した決算報告書一式	必須 （注2）	PDF
6	スタートアップへの支援・連携実績	任意	PDF

※複数事業者の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図を必ずつけてください。

注1：企画書はプレゼンテーション審査にて使用いただくことを想定しております。

注2：都の入札参加資格を有する事業者は不要

6. 審査の流れ

（1）審査方法

有識者等で構成される審査会において、書類審査及びプレゼンテーション審査の二段階で審査を行います。

なお、プレゼンテーション審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、5月下旬（予定）に行います。詳細はご応募いただいた方に別途ご連絡いたします。

（2）審査基準

以下の基準に基づき審査を行います。

No	項目	内容
1	申請者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容 ・ 財務情報 ・ 支援実績 等
2	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2か年度のスタートアップと都内行政現場との協働促進に係る計画は具体的で実行可能なものか ・ プロジェクトの推進にあたり具体的かつ実効性の高い計画か ・ 都内行政現場ならではの特性・留意点を踏まえた実現可能性の高い実施内容か ・ 都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか
3	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタートアップを支援するにあたり十分な

		<p>推進体制を構築しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スタートアップを支援するにあたり必要な知見を提供できるよう十分な体制を自社又は連携する事業者等により構築しているか ・ その他プロジェクトの推進に必要な体制が構築されているか
4	KPI 及び事業目標設定の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施方針に資する KPI 及び事業目標が設定されているか ・ 事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか ・ 事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか
5	事業推進力	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタートアップの選定方針が事業推進及び公共事業の趣旨にのっとり適当なものか ・ スタートアップと行政との協働を促進するにあたり、都内行政現場など様々な主体との関係を構築できる具体的展望・可能性を有しているか ・ スタートアップに対する支援内容は本事業の目的に対して十分なものか
6	行政協働領域への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタートアップと都内行政現場との協働に当たっての要諦を理解できているか ・ 行政との協働をきっかけとしたスタートアップの成長に関する深い理解を有し、その理解に基づいた支援活動を構築できるか
7	管理・調整力	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトを円滑に進めるマネジメント力を有しているか ・ 本事業におけるステークホルダー、特に都内行政現場を巻き込み、協働を進める調整力を有しているか
8	発信力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の認知度向上に向けたブランディングやPRなどの実行が可能か ・ 効果的な情報発信のためのターゲットや手法・媒体の知識・ノウハウ等を有しているか
9	本事業目的への適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的支援を受けるに相応しい本事業目的の実現に資する事業内容であるか ・ 出資関係にある企業やグループ企業等の特

		定の企業群の利益のみを図る事業内容となっていないか
--	--	---------------------------

(3) 採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、採択者を決定します。

7. 留意事項

- (1) 協働促進サポーターは、支援の実施にあたり、本事業の要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要があります。
- (2) 応募に要する費用について、都は負担しません。
- (3) 応募様式等は日本語で記載してください。
- (4) 都と協働促進サポーターの協定の締結は、当該事業に係る各年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とするものです。
- (5) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、原則、都及び事務局により公表される予定ですので予めご了承ください。
- (6) 本事業の参加者には都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のためにご協力いただく場合があります。
- (7) 以下の場合には審査対象外とさせていただきます場合がございますので、予めご了承ください。
 - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
 - ・ 応募内容に不備がある場合
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- (8) 応募にあたってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都及び事務局に必要な範囲で共有、利用されます。法令に基づく場合を除き、個人情報を含む情報は事前の承認なく都および事務局以外の第三者に提供することはありません。
- (9) 事業の推進に関して不適切であると都が判断した場合には、実施途中で年度ごと締結する協定書を更新しない場合がありますのでご注意ください。
- (10) 本事業に関して、都は、支援を受けるスタートアップの事業等について、一切の保証を行うものではありません。

8. 申込・問い合わせ先

都は、本事業の運営や協働促進サポーターへのメンタリング、ネットワーキング等の支援について、事務局として以下の事業者へ別途業務委託を行っています。本事業への申

込・問い合わせは以下の事務局までお願いします。(審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。)

【受託者】

〒100-8360

東京都千代田区丸の内3丁目2番地3号 丸の内二重橋ビルディング

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 (担当：桑島)

メールアドレス：kingsalmon@tohatsu.co.jp

電話番号：080-9868-4952

企画書に関する留意事項

(1) 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4横で作成すること。A4横のフラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。ただし、応募書類送付時にはPDF形式として送付すること。

(2) 留意事項

- (ア) 表紙を作成すること。
- (イ) 目次を記載すること。
- (ウ) 提案事項の全体をまとめた概要を2頁以内で記載すること。概要の作成にあたっては応募フォーム及び審査基準との対応がわかりやすいものとなるよう留意すること。
- (エ) プレゼンテーション審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・中扉・概要を除いて30頁以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として100頁を超えないこと（表紙、目次、概要は除く）。
- (オ) ページ番号を記載すること。
- (カ) フォントは自由とするが企画書の本文記載は10ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない）。
- (キ) 各ページ右肩に当該頁が応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。
- (ク) 使用する言語は日本語とする。
- (ケ) 表紙には、表題として「キングサーモンプロジェクト 協働促進サポーター 企画書」と記載すること。

(3) 企画書に盛り込むべき内容

【全般的事項】

- (ア) 都の戦略や事業目的に適した提案内容とすること。
- (イ) 本業務を実施するにあたっての体制（外部の主体も含む）
- (ウ) スタートアップに対する支援実績、スタートアップと行政連携に資する実績等、本業務を実施するに相応しい業務実績やその効果

【業務内容に係る事項】

- (ア) 2か年度での事業展開のロードマップ
- (イ) 本事業を通して達成したい目標（どのような社会を目指すか、インパクトを創出したいか）

- (ウ) 前述の目標達成に向けて、どのようなスタートアップに対して支援を行うか、その基本的方向性
- (エ) 主に想定している都内行政現場又はその種類（都・区市町村の別、教育・医療・福祉等）
- (オ) スタートアップと都内行政現場との協働プロジェクトの速やかな組成・実施に向けた具体的方策と見込み・展望・戦略
- (カ) スタートアップに対してどのような支援を行うかの具体的内容及び支援の効果の見込み（特に「協働プロジェクトサポート費」としての想定額については企画書に記載ください）
- (キ) 他主体とどのように連携体制を構築する場合は、どのような役割分担で支援を行うか（すでに調整済みのものなど）
- (ク) 都からの協定金以上の成果を創出するための具体的方策